

予算特別委員会

令和7年9月10日

葛城市議会

予 算 特 別 委 員 会

1. 開会及び閉会 令和7年9月10日（水） 午前9時30分 開会
午後0時34分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	藤井本	浩
副委員長	杉本	訓規
委員	西川	善浩
〃	坂本	剛司
〃	吉村	始
〃	谷原	一安
〃	川村	優子
〃	増田	順弘

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員

議長	奥本	佳史
議員	柴田	三乃

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古	和彦
副市長	東	錦也
教育長	椿本	剛也
企画部長	高垣	倫浩
企画政策課長	西川	直孝
人事課長	森本	啓二
総務部長	林本	裕明
庁舎機能再編推進室長	木下	友博
管財課長	倉田	主税
生活安全課長	野地	幸一郎
財務部長	内蔵	清
市民生活部長	西川	勝也
総合窓口課長	村田	良作
保険課長	増井	朋子
保健福祉部長	中井	智恵

社会福祉課長	能 海 正 男
介護保険課長	田 中 美 菜
地域包括支援課長	西 川 進
健康増進課長	松 本 育 子
こども未来創造部長	葛 本 章 子
産業観光部長	植 田 和 明
農林課長	山 岡 邦 啓
教育部長	勝 眞 由 美
学校教育課長	森 本 欣 樹
学校教育課主幹兼	
学校給食センター所長	油 谷 知 之
生涯学習課長兼	
中央公民館長	石 橋 和 佳
生涯学習課主幹兼	
文化会館長	椿 本 真 司
生涯学習課主幹兼	
図書館長	石 川 孝 子
上下水道部長	吉 田 和 裕
水道課長	西 川 基 之
下水道課長	稲 田 恭 一

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	米 田 匡 勝
書 記	神 橋 秀 幸
〃	岩 永 睦 治

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

- 議第67号 令和7年度葛城市一般会計補正予算(第3号)の議決について
- 議第68号 令和7年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の議決について
- 議第69号 令和7年度葛城市介護保険特別会計補正予算(第1号)の議決について
- 議第70号 令和7年度葛城市学校給食特別会計補正予算(第1号)の議決について
- 議第71号 令和7年度葛城市水道事業会計補正予算(第1号)の議決について
- 議第72号 令和7年度葛城市下水道事業会計補正予算(第1号)の議決について

開 会 午前9時30分

藤井本委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会をいたします。

皆さん、おはようございます。秋らしくも、少し朝夕、秋らしくなってきました。私、今日朝からこの市役所に入らせてもらったときに、ちょっとうれしかったことがあります。何がうれしかったかという、車椅子の方が3人、今日下におられて、社会福祉課の外におられたみたいで、これ、自分で押しながら、何か車椅子の方、これから、高齢化社会に入ってますけども、多くなる中で、市役所にこうやって来ていただけてると。そういう設計もされて、整備もされたであろうかと思えますけども、こういうのが市役所だけでなく、いろんなところに広がっていくという世の中になればいいかなというふうに思います。

それでは、本日、慎重審議をどうぞよろしくお願いをいたします。

委員外議員の紹介をいたします。柴田議員さんです。

発言される場合、必ず挙手いただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立され、必ずマイクを近づけて発言されるようお願いをいたします。

会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきください。

委員会の会議進行については、適宜休憩を取りながら、理事者側の出席員についても、あまり人数が多くならないように、順次入替えを行いながら進めていきますので、委員各位にもご協力をお願いいたします。

発言につきましては、簡単明瞭にいただき、会議時間の短縮にご協力いただきますようお願いをいたします。

ここで、予算特別委員会の開会に当たりまして、事前に進行及び審査方法などについて確認をしたいと思います。

まず、審査の順につきましては、お手元に配付の予算特別委員会次第に記載の順番に1議案ごと上程し、採決まで行います。

次に、一般会計補正予算の審査方法についてでございます。今回の補正予算の範囲は歳出で8款まででございます。提案説明については、一般会計補正予算の歳出、歳入を一括で説明を受けます。そして質疑については、歳出の2、3、4款と全ての款の人事課配当の人件費、その歳出に関連する歳入の部分及び歳入の20款4項4目過年度収入、子育て支援課、こども・若者サポートセンター分、また、債務負担行為補正の新庄庁舎空調設備整備業務、新庄健康福祉センター空調設備整備業務の部分について質疑を行います。2、3、4款の質疑が終了いたしましたら、理事者側の職員の入替えを行い、歳出の5、6、7、8款とその歳出に関連する歳入の部分及び債務負担行為補正の（仮称）當麻複合施設備品購入業務、続いて（仮称）當麻複合施設図書購入業務の部分について、質疑を行います。そして歳出の8款までの質疑終了後に一般会計補正予算の質疑を終結し、議員間討議、討論、採決を行います。

特別会計補正予算につきましては、これまでと同様に1議案ごと、歳出歳入を一括で説明を受け、質疑を行い、議員間討議、討論、採決を行います。

なお、水道と下水道の事業会計補正予算については、収入、支出の順番で説明を受けますので、ご了承ください。

今、申しあげましたこれまでのことについて何かご意見、ご質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、そのように委員会運営を行うことといたします。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

議第67号、令和7年度葛城市一般会計補正予算(第3号)の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

内蔵部長。

内蔵財務部長 皆さん、おはようございます。財務部の内蔵でございます。どうぞ本日もよろしくお願いいたします。

それでは、ただいま議題となっております議第67号、令和7年度葛城市一般会計補正予算(第3号)につきましてご説明を申し上げます。

まず初めに、補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,760万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ196億8,550万6,000円とするものでございます。また、第2条では債務負担行為の補正、第3条では地方債の補正を行うものでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正でございます。追加といたしまして、4つの業務がございます。

まず、表の上2つでございます。新庄庁舎空調設備整備業務と、次の新庄健康福祉センター空調設備整備業務、この2つにつきましては、いずれも期間は令和8年度から令和15年度まで、限度額は、新庄庁舎のほうが3,980万円、新庄健康福祉センターが5,630万円でございます。

続きまして、(仮称)當麻複合施設備品購入業務で、期間はいずれも令和8年度でございます。庁舎機能再編推進室の分が2億815万3,000円、生涯学習課文化会館の分が3,786万8,000円、同じく図書館が923万5,000円でございます。そして次が、(仮称)當麻複合施設図書購入業務で、期間は令和8年度、限度額が2,700万円でございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正でございます。変更といたしまして、災害対策事業で、左側、補正前の限度額1,520万円に390万円を追加いたしまして、右側の補正後の限度額を1,910万円とするものでございます。なお起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

続きまして、9ページをお願いいたします。

事項別明細書、歳出から主な補正内容についてご説明申し上げます。

まず初めに、このたびの歳出の補正予算といたしまして、全体的な補正ということで、人事異動等に伴う人件費関係の補正がございます。

まず、人件費（人事課）と表記されております補正でございますが、これは職員の人事異動等に伴うもので、人件費（人事課）の補正総額は1,561万7,000円の減額でございます。それから各課でそれぞれ計上されております会計年度任用職員に係る補正といたしましては、こちらも総額で660万円の増額となっております。

そしてさらに、特別会計の人件費の補正に伴う繰出金、補助金の補正が3つございます。ページで申しますと18ページと33ページと34ページになるんですけども、まず18ページの介護保険特別会計繰出金、それから33ページの下水道事業会計補助金、それから34ページの学校給食特別会計繰出金、この3つで補正総額が267万7,000円の増額となっております。

これからの説明につきましては、時間短縮の観点から、今、申しました人件費関係の補正を除いた補正予算を中心に説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、11ページをお願いいたします。

11ページの上から3つ目の事業になります。2款総務費、1項9目企画費の企画政策事業で、補正額が17万2,000円、こちらは地域の日本語教育の推進に係る経費でございます。

続いて12ページの下段になります。

2項2目賦課徴収費の固定資産税賦課事業で補正額は636万4,000円でございます。こちらは国のシステム標準化に係る経費でございます。

続きまして、13ページの上段、2項3目過年度支出金の過誤納金還付事業で補正額は400万円でございます。こちらは修正申告などの還付金でございます。

続きまして、13ページから14ページの上段にかけてでございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費の個人番号カード関連事業の一番最後、庁用備品購入費で補正額が57万円でございます。こちらは法改正に対応するための備品購入費でございます。

続いて少し飛びまして、18ページになります。

18ページ、3款民生費、1項4目障害者福祉費の障害福祉総務事業の一番下、障害福祉システム改修委託料で補正額が176万円でございます。こちらは法改正に伴うシステム改修でございます。

続いて少し飛びまして、22ページをお願いいたします。

22ページの2項8目子ども・若者サポートセンター事業費の下段、子ども家庭支援事業で補正額が95万7,000円でございます。こちらシステム標準化に係る経費でございます。

ページ飛びまして、28ページの下段から29ページの上段にかけてになります。5款農林商工費、1項3目農業振興費の農業振興事業で補正額が621万9,000円でございます。こちらは中山間地域等の農業者等に補助を行うものでございます。

ページ飛びまして、33ページをお願いいたします。

下から2つ目になります。7款消防費、1項4目災害対策費の防災対策事業で、補正額が390万5,000円でございます。こちらはJアラート受信機の更新費用となっております。

続きまして、歳入になります。

歳入事項別明細書の7ページをお願いいたします。

7ページの歳入、14款国庫支出金と15款の県支出金なんですけれども、こちらは全て歳出

の事業費の補正に伴う国県支出金の補正となっております。同じ7ページの一番下になります。18款繰入金でございます。財政調整基金のほうで収支の調整を行っております。

次に、8ページをお願いいたします。

8ページの20款諸収入、4項3目雑入で補正額は2,937万6,000円でございます。大きなものとしたしましては、上から2つ目のシステム標準化の財源でありますデジタル基盤改革支援補助金で656万7,000円、そして一番下の建物災害共済保険金で2,559万4,000円でございます。

続いて4項4目過年度収入で、補正額は212万8,000円でございます。こちらは国県支出金の精算に伴う追加交付でございます。

最後に21款市債、1項6目消防債で防災対策事業債で補正額が390万円ということで、こちらはJアラート受信機の更新費用のほうに緊急防災・減災事業債を充てております。

以上で一般会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。ご審査賜りますようお願い申し上げます。

藤井本委員長 ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

先ほど冒頭で申し上げましたとおり、歳出の2、3、4款と全ての款の人事課配当の人件費、その歳出に関連する歳入の部分及び歳入の20款4項4目過年度収入の子育て支援課こども・若者サポートセンター分、債務負担行為補正の新庄庁舎空調設備整備業務、新庄健康福祉センター空調設備整備業務の部分についてをお願いしたいと思います。

それでは、質疑に入ります。

吉村委員。

吉村委員 おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いをいたします。

さて、私から3つで、実質的には2つお伺いをしたいと思うんですけれども、予算書の11ページ、2款総務費、1項総務管理費の9目企画費、7節報償費の講師謝礼というのと、10節需用費、消耗品費があります。講師謝礼11万円と消耗品費6万2,000円なんです。先ほど内蔵部長のご説明で、地域の日本語教育の推進に関する費用だというふうなことだったんですけれども、この事業の内容について、お聞かせ願いたいと思います。

それから14ページ、2款総務費の、これが戸籍住民基本台帳費なんですけれども、17節備品購入費の庁用備品購入費57万円、これにつきましても、法改正に対応するための備品購入費であるというふうに今し方ご説明いただきましたけれども、これの内容についてお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

藤井本委員長 西川課長。

西川企画政策課長 皆様、おはようございます。企画政策課の西川です。よろしくお願いいたします。

まず、この企画政策事業につきましては、令和7年度の11月から2月にかけて、市内在住の外国人を対象とした日本語教室の開催や、この日本語教育に関わる人材に対して研修を行うものとなっております。11月から2月にかけて月1回程度、日本語教室を開催する予定ですので、それに要する費用で、講師謝礼として4回、あと地域のコーディネーターに係る方

の謝礼として4万円、あと、この日本語教育に関わる人材の研修の講師謝礼ということで、1回1万円と、あと消耗品につきましては、この教室に係る必要な経費の消耗品を計上させていただきます。

令和7年の4月1日時点で、本市の外国人の登録者は550人であります。今後もこの人数が増加することが想定されます。日本語能力の欠如により、ごみ出しの方法であるとか、病院の受付といった日常生活への支障を来して、やはり生活が困難になる例が増えると予想されますので、この外国人の方々に安心して生活できるような日本語教室を開催していく必要があると考えております。この内容につきましては、日本語を教えるのではなくて、ごみ出しの方法ですとか、病院の受付といった日常生活をテーマとした教室を想定しております。また、この日本語教室は、行政だけで実施するのではなく、教室を手助けいただく地域住民のボランティアスタッフというのを募集して事業を行いたいと考えております。外国人の方が地域住民との交流を通じて、お互いの文化、習慣などの相互理解を深めていただき、多文化共生の実現に向けた基盤づくりを進めていきたいと考えておりますし、また、これによって地域住民、外国人の方が共に安心して生活していける地域づくりに寄与できるものであると考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 村田課長。

村田総合窓口課長 総合窓口課の村田でございます。よろしくお願いいたします。

2つ目のご質問でございます。庁用備品購入費につきましては、パソコン等の記録端末一式を2セットを導入させていただくものでございます。現在、3か月を超えて日本に在留いたします外国籍の方は在留カードを、そして必要に応じてマイナンバーカードの2枚を所持しておられることが一般的でございます。令和6年6月に公布されました改正の入管法によりまして、今後、その両方のカードの機能を持ち合わせて一体化されました特定在留カードが交付が可能となります。この特定在留カードには専用のICチップが搭載されておりまして、今後、その施行年度でございます令和8年度から特定在留カードの所持者におけます住所変更届の際には、市としてそのカードのICチップを読み取ります専用の記録端末1式が必要でありますことから、国が示す仕様に基づく端末を2セット、いわゆる新庄庁舎分、當麻庁舎分を導入させていただくものでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 吉村委員。

吉村委員 ありがとうございます。葛城市内に外国の方が550人いらっしゃるということで、そういった方がごみ出しとか、それからまた病院等で困らないようにということで、日本語教室されるというふうなこと、承知しました。日本語教室につきましては、主に行政とか、行政の団体といいますか、そういうのが実施主体となっておられるところ、例えば、大和郡山市とか桜井市とかもありますし、それから先ほど、今回、ボランティアの方もというふうなこともありまして、ほかの例えば奈良市とかは、幅広く市民の方が幾つか団体がされていると。葛城市内でも日本語教室と言うてた一般社団法人ブレンドoneがされてたりとかするのは

私も承知しております。これ、非常にいいことだなと思うんです。11月から2月に月1回程度されるというんですが、この時期に当初予算でなくて補正を組んでされることになった理由といたしますか、きっかけ、これについてお聞かせ願えたらと思います。

それからあと、令和6年、もう一つのほうの庁用備品購入費、令和6年6月に入管法が改正されまして、それに伴って、マイナンバーカードと一体化する特定在留カードに対応するためというふうなことだったと思います。これ、令和6年6月に法改正されましたけれども、国ではおおむね2年以内に施行するというふうな話になっていたと思うんです。そうやってくると、令和8年6月まで、あるいは実質的には令和8年度内というふうな形になると思うんですけど、これにつきましても、このタイミングで補正を出されると。この理由についてお聞かせ願えたらと思います。

藤井本委員長 西川課長。

吉村委員 すいません、もう一個。具体的なスケジュールも含めて、お聞かせ願えたらと思います。

藤井本委員長 西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。よろしく申し上げます。

この時期に補正になった理由につきましては、今回の事業実施に当たり、活用を予定しております奈良県地域日本語教育推進事業費補助金、これ、補助率10分の10なんですけども、こちらについては、今年度令和7年6月に募集の案内がございました。この本事業の実施に当たってはやはりできる限り補助金を活用したいこと、また、この募集案内で補助の上限額が示されることから、この時期での補正予算の計上となったものでございます。

あとスケジュールというのは。

藤井本委員長 これからのスケジュール。さっき言うてるけど。

吉村委員 在留カードのほうからスケジュールのほう。

藤井本委員長 村田課長。

村田総合窓口課長 総合窓口課、村田でございます。よろしく願いいたします。

2つ目のご質問でございます。なぜこの時期に補正を計上させていただいたかという件でございますが、先ほどご説明させていただきました記録端末を調達させていただくに当たりまして、今回、国の出入国管理局より市町村に対しまして、令和7年5月の28日付、事務連絡によりまして、この記録端末整備費の財源を国が負担するという連絡がございました。そして同年5月30日付の令和7年度におけます中長期在留者居住地届出等事務委託費の交付決定通知におきまして、本市におきましても、この記録端末整備費として57万円が含まれて、計上のほうをしていただきました。いわゆるこれも10分の10でございます。

そして歳入につきましては、7ページの14款国庫支出金にて今回併せて計上のほうをさせていただいておりますことから、今回補正ということで上げさせていただきました。

また、今後のスケジュールでございますが、令和8年の2月に専用アプリケーションの配付が国より予定されております。そういったところから、同年の1月までに記録端末一式を市として調達する必要がある、国から連絡があったところがございますので、進めてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

藤井本委員長 吉村委員。

吉村委員 承知しました。両方とも、有利な補助金ということで、1つが、企画政策課の日本語教室につきましては、6月に有利な補助金が来たということでやろうということで承知いたしました。言語を越えた人たちのコミュニケーションというか、相互理解、非常に大事だと思いますし、また、市民同士の交流といいますか、また、そういったちょっとしたことでトラブル等が起こらないように、そういった中でも重要な事業だと思いますので、よろしく願いをいたします。

それからあと、総合窓口課の庁用備品購入費につきましても、承知しました。これ、5月28日付以降、国が負担するとかそういった通知が来たというふうなことで、令和8年度の2月に専用アプリも来て、それに対応するというので、それまでに機器の購入が必要であるということ、承知いたしました。こちらのほうもどうぞよろしく願いいたします。

藤井本委員長 よろしいですか。ほかに。

西川委員。

西川委員 おはようございます。先ほど、2款総務費の企画費の中で、日本語教室、ごみ出しのルールやマナー、外国人の方に日本語を教えるということ以外に、そういう市のルールであるとかということも学んでいただくと、これ、どういう周知の仕方をされると、いうたら大方企業のところで働いてる方が多いと思うので、そこをしっかりとどういうふうに周知されるかということを知りたいのと、それと、あと、企画のほうやけど、交通ルールとか、結構自転車でいっぱい一っつと行かれるときがやっぱりよく目につくので、例えば生活安全課も含めて、何か警察も、何かそういうところも、ごみ出しだけではなくて、そういうところも何か考えられるかどうかということをお答えしていただきたいなど。

藤井本委員長 西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川でございます。よろしく申し上げます。

周知につきましては、まずは市内の外国人を雇用している事業者にご案内して、参加を促したいと考えております。昨年度、アンケートを取ってる中でも、企業の方から、こういった教室の開催に関しては、自分のところの会社の外国人に勧めたいという意見もいただいておりますので、まずは、企業を中心に広めていきたいと考えております。

あと、交通ルールということなんですけども、まだテーマ、4回あって、ざっくりは決めてるんですけども、細かい部分は決めてない部分もございますので、こういう交通ルールとか、いいことだなあとしますので、そちらは検討していきたいと考えております。

以上です。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 市のことだけでなく、警察も含めて、そういう交通安全であるとか、犯罪であるとか、それはやっぱり共生していくんであれば、やっぱりきちりと、いろんな市だけのことでなくて、やっぱりそうやって学んでもらえる機会を多くつくってもらいたいことを希望したいなと思いますので、よろしく申し上げます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 私も同じく企画政策事業について、お伺いします。

1つはこれ、今、県の支出金で全額県なんですけれども、来年度からの事業の継続性という点ではどうお考えなのかというのがまず1点です。

それから2点目なんですけども、日本語教室とおっしゃったので、うっと思ったんですが、これ監理団体を通して、技能実習生を受け入れた場合には、生活指導も含めて、受け入れた企業が、あるいは団体がやるという、指導員もちゃんとつけてやっておられることだと思うので、日本語教室という名前は、県から言うてきはったんかどうなんか、日本語教室じゃないですね。何かもうちょっと、月に1回で、日本の社会生活についての何か考えていただけるようなことがないかと。ちょっと誤解を与えるというか、日本語教室という。この辺はどうなのか、県のほうからの支出金ということなので、県のほうがどういうふうにあれしてあるのか、ちょっと確かめたいと思います。

藤井本委員長 西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。

まず継続性ということなんですけども、先ほども申し上げましたとおり、外国人の数は今後増加するかなと予想されておりますので、日本語教育の支援はやはり継続して行く必要があるのではと、現時点では考えておるところでございます。ただし、まだ、今年度初めて実施する事業でありますので、今年度実施した効果を検証しまして、来年度以降の実施につなげていきたいなと現時点では考えておるところでございます。

あと、名称につきましては、ほかの自治体とかも、こういった内容で教室をされてるときには日本語教室という形になっておりますので、なかなかその辺はどういうふうな内容がいいのかなとは難しいところはあるんですけども、また研究だけさせてもらいたいなと思います。

以上です。

藤井本委員長 ネーミング、研究してください。

谷原委員。

谷原委員 継続されるということなので、今回は県の費用全額ということなんですけれども、次年度以降予算がどうなるのか、注目したいと思うんですが、続けてなんですけども、いろんな外国の方から、来られてると思うんです。要は多言語対応というのをどういうふうにご考えておられるのかというのを伺います。

藤井本委員長 西川課長。

西川企画政策課長 すいません。どの部分で、多言語対応……。

藤井本委員長 いや、私は分かるけど。

西川企画政策課長 確認させていただいて……。

谷原委員 日本語教室で、生活、ごみ出しとかを教えると。英語圏だけじゃないですよ、アジア圏でも多様ですよ。中国の方もいらっしゃる、韓国、韓国はないかな。いろんな国があるから、多言語対応で講師の方はどういう感じなのか。これでいけるのかなということも含めてですね。

藤井本委員長 そういうこと。

西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川でございます。よろしくお願いいたします。

この日本語の講師なんですけども、実際には、教室では外国語は一切しゃべりません。簡単な日本語で説明して、その中で、グループごとに分かれて、その地域の方がそれを通訳のような形で、丁寧に教えていただくといった形になっておりますので、また、その日本語教師の方も、どこかで日本語とかを教えられてるということなので、基本的にはその言葉の国というのは、一切しゃべらないので、多言語対応は可能かなと考えておるところでございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 よく分かりました。私も、要は、この日本語指導については、受入れ団体が義務づけられてるところがあるわけですね。だから、行政が日本語教室でやると、その団体がやるべきことを、行政がまた受入れというのはおかしな話だと僕は思っていたので、だから日本語教室というのがどうもどうかなという気がするんですけども、日本語しか話さないわけだからね。むしろ日本の生活文化を知っていただく教室みたいなことかなと思いますので、いい取組だと思いますので、よろしくお願いします。

藤井本委員長 ほかに。

増田委員。

増田委員 今の関連でお聞きをします。私の近くで、もう3年ぐらいになるんですけども、外国の方が、自転車で川に落ちて亡くなられたと、こういうふうな事例がございました。私、このお話を聞いて、非常に必要ではあるなあということ、亡くなられたときに感じました。日本語教室的なお話、交通ルールのことも含めてなんですけども、特に、これ、自動車に乗られる方は自動車の運転技術とかということで、免許を取得されてるんですけど、自転車に乗ってる方が、特に外国人の方は全然日本のルールが、全然といいますか、分からない方もたくさんおられる。特に自転車による移動手段の外国人が非常に最近多く見受けられますので、この辺の交通ルール、それから日本の交通ルール、その辺のところ、特に、言葉だけではなく、身の危険を守れるような、そういう教育を特にお願いしたいなというふうに思うんですけども、先ほど警察のほうの交通関係でもご指導いただけるということなんですけども、特に交通事故については、教育といいますか、ご指導をいただくことが賢明かなと思います。よろしくお願いします。これも要望だけで結構でございます。

藤井本委員長 いいですね。先ほど答えがありましたので、ほかに。質疑ないようですので……。

谷原委員。

谷原委員 それでは、お聞きします。9ページから11ページにかけて、2款1項1目1節で、各事業ごとの報酬費の中に、秘書広報課、総務課、総合窓口課、会計課、これは人事課の配当になるかと思うんですけど、以下、人事課も含めてですけど、会計年度任用職員に係る報酬増額が、非常に今回の補正予算、たくさん出てきてるんです。先ほど職員については、人事異動の関係で、増額とか減額とかがある。この時期、あるのは、私はそういうものと承知して

ますが、会計年度任用職員について、非常に多くの課にわたって、増額とかが減額も含めてあるんです。1個1個各課に聞いててもなんなので、これについては、全体でどういうことなのか、人事課にお伺いしたいと思います。

それから、2つ目ですけれども、3款2項1目3節、19ページですけれども、時間外勤務手当、58万4,000円、これ、人事課ということになってますけれども、この増額の理由について、お伺いいたします。そこで、2つ目にしておきます。

それから3つ目、これは20ページ、3款2項3目の保育所費、これは1,046万5,000円、これは人事課で、これも人件費の削減となってるんですけれども、削減となった理由について、以上3点よろしくお願ひします。

藤井本委員長 3点。

森本課長。

森本人事課長 人事課の森本です。よろしくお願ひします。

まず、1点目の会計年度任用職員の増額の理由でございますが、まず、会計年度任用職員の報酬には、地域手当相当額というものが含まれておりまして、当初予算では、地域手当相当率を国の給与改定に合わせた条例改正案どおりの5%で積算しておりましたが、3月議会で、条例のほうは修正可決されまして、6%となりました。そのため、各会計年度任用職員の報酬、あと期末勤勉手当、あと職員共済費、それぞれに不足が生じる見込みとなりまして、特に期末勤勉手当については、12月に支給するものですので、9月補正で今回、各費目でそれぞれ補正をお願いするものでございます。

2点目の時間外勤務手当の増額理由なんですけれども、こちらのほう、当初予算で、今回、児童福祉総務費のほうは、こども未来課と子育て支援課の人件費を見ておるんですけれども、こちらのほう、人事異動による職員の増と、あと時間外勤務見込み報告によるもので、増額しておるものでございます。

あと最後、保育所費の減額の部分ですが、こちらのほうは、主に育児休業等を取得された方の分を減額するものでございます。

以上です。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。地域手当の件につきましては、議会が修正して可決して、6%維持ということで、そのために、当初予算5%から1%の補正をやるということで、広くお受けいただいて、議会がお願いしたことでありますので、このようにつけていただいて、ありがたいと思います。

それから、時間外勤務手当の件なんですけれども、これ、ちょっと再質問なんですけど、2つ、こども未来課とかもう一つの課も含めて、なぜこの時期に時間外勤務手当を増額する、そのもともとの理由、要は、時間外が増えるから、その見込みがあるから増額するわけですね。年度当初も当然時間外勤務手当を見込んでいると思うんですけど、この段になって、更に増額を見込んだということは、新たな業務内容が増えたのであれば、それについて説明をいただきましたかっただす。

それから、保育職員については、育児休暇の件ということで、分かりました。ありがとうございました。

藤井本委員長 森本課長。

森本人事課長 なぜこの時期に時間外勤務手当の増額補正というところなんですけど、まず大前提に、異動に係る補正予算につきましては、例年給与改定に係る分で12月補正で対応していたところだったんですけども、今回地域手当の関係で今回は9月補正でお願いしているところがございます。

あと、時間外勤務手当につきましては、当初予算でそれぞれ1人年間200時間を上限として予算を積算しておりまして、異動に係る補正予算を計上するに当たりまして、各課に時間外勤務見込み調査というものを行いまして、各課のほうから、年間どれくらい時間外勤務の命令の見込みがあるかというところを確認させていただいて、その内容を受けて、補正をしているという形になっておりますので、今回、たまたま異動に係る補正が9月になりましたので、今回計上してるといふところになります。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 人事課としては、各課から上がってきたから、その数を上げてるといふことなので、元の課に聞かないと分らんちゅうことですね。何でこんな時間外勤務手当を、もともとが増える見込みで、多分人事課に上げたんだろうから、ちょっと今、いてはらへんからね。

藤井本委員長 何か業務が増えたのかというのが1回目の質問やったから。

谷原委員 でも、そこに担当課がいてはらへんで、また、後に聞いていいですか、入替えのときに。

藤井本委員長 はい。

ほかに質疑ないですか。

谷原委員。

谷原委員 そしたらお願いします。

21ページ、3款2項4目、認定こども園費についても減額があるんですけども、先ほどと同じような理由だったらそれでも結構です。これは、要は保育士の採用に関わって。減額については、過去いろいろと議会でも質問してまいった経緯があるので、どういう理由かについては、先ほどありましたけども、また違う理由かどうかというのもありますので、確かめたいということで質問させていただきます。

それから同様に、22ページのこども・若者サポートセンターの件、これについても、人件費の減額になってますけれども、これについても同様かどうかということについてお伺いします。

以上です。

藤井本委員長 森本課長。

森本人事課長 人事課の森本でございます。よろしく申し上げます。

認定こども園費につきましては、人事異動と、あと同じように育児休業等による減になっております。こども・若者サポートセンター事業費については、職員が1人3月末に退職し

たものによるものでございます。

以上です。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 了解いたしました。ありがとうございます。

藤井本委員長 ほかに。

谷原委員。

谷原委員 最後、1点だけ質問させていただきます。

ページ数の5ページ、債務負担行為ということになりますが、これは健康増進課ということになってる。この2つほど、債務負担行為。空調施設整備事業についてのリースだと思うんですけども、債務負担行為が行われております。これについては、要は設備の設置、購入して設置する場合と、それからリースの場合と、2通り、空調のやり方があると思うんです。リースを導入するに当たって、議会でも議論がされました。議論されたというのは、やっぱり起債を起こして購入して、返していったらいいじゃないかと。また、リースやったらどうしても金利がかかるから、あれだということがあって、そういう議論もありました。いや、でもリースだと、歳出が均等化されるから、財政の安定的な運営では、こちらがいいんだとかいう議論とか、いろいろあったんです。そこで、効果検証。今度、リース契約が切れて、債務負担行為になりますから、当時議会でもそういう議論があったので、リースの効果、これがどうだったかということについて、効果検証という意味で、ご報告いただけたらありがたいんです。これは管財か、これはちゃんとやらしてもらわないと、議会で1回議論してるわけやから、それやったら設備を購入して起債したお金、金利分が安くついていいんじゃないかという議論もあったので、どれぐらい差があるのか。見通し、もうできなかつたらいいですよ、今回の議論で。

藤井本委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

今回のリースにつきましては、委員おっしゃるとおり、効果的なところもあるんですけども、新庄庁舎につきましては、5月にちょっと2階の空調システムのトラブル、健康センターにつきましても、ファンコイル系が徐々に不具合を起こしております。今、空調が、全体の1割ぐらいが、なかなか不具合を起こしていて、緊急にやりたいというところもございます。設計と施工を分けて起債をつけてやっておりますと、来年の夏を超えて、多分年度末ぐらい、場合によっては令和8年では無理で、9年ぐらいに更新工事というふうになりますので、この猛暑ですので、来年の夏までには、両方とも更新工事を終えたいというところのスピード感が一番大切なというふうに思っておりますので、設計、施工、管理を含めた一括発注という形を取らせていただきたいと思いますと思ひまして、リースのほうを選択させていただいたところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 リースは便利がいい面もありますよ、一括発注すれば更に。だけど、私が気にしてるのは、

予算上、費用対効果もあるので、やっぱり1回計算してもらったらありがたいなと。今回はいいですよ。今回、あればいいですよ、あれ、やってもらえるんだったら、どの程度違いがあるのか教えていただきたい。

藤井本委員長 ちょっと、ありそうというてええんか、思いがありそうなので。

倉田課長。

倉田管財課長 ざっくりというところなんですけども、物価上昇でやるタイミングによっていろいろな計算方法あるんですけども、これ、全体で約1億円ぐらいの総経費になると思うんですけども、リースの場合のほうが若干300万から400万ぐらい高くなるという想定は持っております。ただ、それでなりますと、やっぱり2年後、3年後という話になりますので、今回はこのようにさせていただいたということでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 1億について、300万、400万というふうな対価で、分かりました。ありがとうございます。

藤井本委員長 ほかないですか。

西川委員。

西川委員 リースについては、今、話をさせていただいたんですけど、新庄庁舎の空調と、健康福祉センターもそうなんですけど、これ、全ての管、要はどこまでの更新をされるのかというところを聞かせていただきたいんです。それを教えていただきたいです。

藤井本委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。お願いします。

新庄庁舎につきましては、2階の会議室系統のエアハンドリングユニットという部分がございます、その更新、それから屋上のP7、P8系統の冷温水系のポンプの更新を行いたいというふうに思っております。2階のエアハンドリングユニットという部分につきましては、既存の設備がもう不具合を起こしておりますので、その辺を解体撤去、新規の設備の製造、それから搬入を行いまして、空調機器の調整を行って、装置の更新等を行っていきます。屋上にありますP7、P8系統のポンプというのは、5階の空調、5階の議場系統と、議場の空調の熱源となります温水もしくは冷水を送り出すポンプでございます。既に若干の水漏れ等も起こしておりますので、その辺も、事故が起こる前に更新をしていきたいと。既存のポンプの撤去、それから新規のポンプの設置を行いまして、断熱のラッピング等を行っていきたいというふうに思っております。

また、新庄健康センターのほうにつきましては、施設の全体のファンコイル約1割ぐらいが機能不全を起こしております、せっかくなつくた熱源の冷温水の部分を空調に適切に各部屋に送り出してないというところもございますので、全てのファンコイルを入替えを予定しております。

以上でございます。

藤井本委員長 いいですか。

西川委員。

西川委員 どういうリース契約になるのかというところが、思ってるんですけど、これ、新庄庁舎については、そしたら、2階の会議室の更新ですよ、いうたら、それと、あと、要は室外機の話を使うかはるのかな。ちょっと分からへんのですけど、もう一回……。

藤井本委員長 分かりました。

西川委員 要は、全館するんじゃないじゃないですか。これ、3,980万、到底全然こんなんですらへんからね。それが、要はここだけリースで、あとはもう全部、いうたら、違うわけじゃないですか。何かその辺が、アンバランスにならへんのかなというところが、思うわけです。減価償却の話もあるかもしれんけど、言うように、ほかと合わすんやったら設計して、計画的にやってもいいんじゃないかなというふうに僕は思ったので。そやからその辺が、2階の、どこの場所かというのがはっきり分からなかったの、もう一回答弁いただきたい。

藤井本委員長 1回目としてお答えください。

倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。お願いします。

2階の会議室、203会議室、204会議室、ミーティングルームにそれぞれエアハンドリングユニット、熱源をつくったり、水、冷水温水を空気に当ててファンコイルに送り出す交換機みたいなのがございます。それを全て更新したいと。5階の空調につきましては、エアハンドリングユニットに送り込むポンプが屋上にあるんです。そのポンプが不具合を起こしてるので、更新をしたいというところでございます。全ての工事をリースで事業化したいというふうに思っております。

以上でございます。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 分かりました。

何せ、改修工事なんですよ、これって。いうたら改修というか、その部分の改修工事やということですね。それがリースかというところなんです。いやこれ、こういうことが初めてのことなんかどうか分からないんですけど、こういうやり方があるのかというところ、谷原さんが言わはるように、費用対効果がね。これ何か、一式ばーんとリースでやりますと言うんやったら、何となく費用対効果が見えてくるんですけど、部品の交換交換でリースでやるというのがよく分からないなあというところが僕、率直な意見なんですけど、そやから、谷原さんなんか言わはることが、あれかなと思う。そやから、費用対効果ですよ。

スピード感と言わはるけど、これ別にできると思いますよ。こんなん、設計で、部品交換で、設計なんか入れるか入れへんかちょっと分からんです、改修やから。それをリースですという考えが、よく僕は理解できひんなど、今、思ったんです。いや、一式ばーんとここを、ここの何階か、このパッケージ、全てリースでいきますよという、更新しますよと言ったら、何となくイメージはつくんですけど、部品の交換というようなイメージやから、何かその辺が、費用対効果、ほんまに大丈夫なんかなあというところは気になるところです。

以上です。

藤井本委員長 答えれますか。私らもあまり分かってない。部品のリースを今までやってたのかど

うかというのと、それと、そっちのほうが、いけば効果的やねんということでされるわけやろ。その辺、お答えください。

倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。よろしく申し上げます。

リースにつきましては、令和3年度に、屋上の熱源更新のときにもリース、やらしていただいております。そのときは多分、一般財源の平準化というのが目的と、あと、企業のほうから、リース事業者のほうから、いろいろな補助金等の提案型ということでやらしてもらって、いろんな補助を見つけていただいてやっていただいたという経緯もございまして、その辺が効果的にはあったのかなというふうには思っております。

以上でございます。

藤井本委員長 そういう提案型というのがあるわけやね。こういう空調の関係なので、部品のリースというのはあまり私らも想像がつかないんだけど、担当として、それが効果的であるという判断をしてるということですね。いや、そう受け止めてるんやけども、はよ、次へ行きたい。

倉田管財課長 前回のときにはそういう提案型でやらしていただいたということでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 だから、言うてはるように、効果あんねんと言うてくれたらええねんけども、せやからやんねんと言えないですか。

倉田管財課長 効果的につきましては、基本的に、市、公共が発注する基準と、民間が民間会社に発注する基準というのはあると思います。リース会社は民間ですので、民間企業が施工会社に発注する基準という金額の差異とか、いろいろ効果的なものはあろうかというふうに考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 効果的などころがあるということで理解しておきたいと思います。分かりにくいね。

谷原委員。

谷原委員 一括性能発注については、いろいろな議論があるところだと思うんですね。だから、これについて、今回スピード感ということで一括性能発注ということですよ。でも、これは一括やから、それは設計とか発注も民々でやるわけやから。行政が入札をかけて、それぞれ競争するわけではないので、どうしても業者にとってはメリットが大きいと思うんです。そこら辺で、こちらの効果と実際にどうかいうところは、やっぱりもうちょっと慎重にやっていっていただきたいなど、分かるように。今、私もリースというから、全部ぱっとリースかなと思ったんやけど、部品についてということになれば、私もなかなか理解しにくいので、これはもっと分かりやすい形で提案していただきたい。一括性能発注が最近増えてるので、これについては、意見だけ申し上げておきます。

藤井本委員長 いいですか、次に進んで。多分、完全な理解は、皆、してないと思うね。だから、もう少し分かりやすく、資料等をつけるとか、何かを、もう今は無理やけども、いいですね、してください。今、言葉で、こっちのほうが効果があるということで、次に進みたいと思います。

ほかないですか。

増田委員。

増田委員 リース云々の話は置いて、関連で、この空調のこと、それから庁舎について、事前の説明の中で、過去にもこの庁舎の問題について、ご説明が管財からございました。これから20年ということのお話も記憶にございます。今のこの補修、先ほども空調だけで、3年前にこういう部分補修をやったと。今回こういうところが出たということで、私、この全体の投資計画っていいですか、そういうものを立てられた中での段階を踏んで今年はこれこれを、発生したから、水漏れしたから緊急にやるというのか、ある程度もう点検をした中で、玄関のフロアもきれいにさせていただいたとかあるんですけども、計画的にやるべきかなというふうになんか感じたので、管財として、健康福祉センターは別としまして、この庁舎に関しての今後20年間の投資計画、見通し等を持っておられるのであれば、お聞かせを願いたいなど。逆に言うと、20年先以上の投資も無駄な投資になるかも分らんという部分もあるかと思うので、お聞かせ願えますでしょうか、この際です。

藤井本委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。お願いいたします。

庁舎につきましては、短期保全計画、総合管理計画等、計画はございますが、今回につきましては、ちょっと想定外の部分もございます。それから、空調設備につきましては、月々、業者のほうから点検等を受けておりますので、昨年までは基本的にはいけるという想定で動いておったんですけども、今年の5月に水漏れを起こしまして、なかなか年数も経って、やっぱり難しいというご意見もございまして、メーカーに現場のほう確認していただきますと、なかなか、これ以上、このエアハンドリングユニットを更新せずにいくというのは難しいというところもお伺いしました。この設備、特に特注品にございまして、発注してから設備が出来上がるまで8か月ほどかかるというふうにも聞いておりますので、普通に設計しますと、なかなか来年の夏には難しいというところもあって、こういう今回の予算計上というふうになっております。

以上でございます。

藤井本委員長 林本部長。

林本総務部長 すいません、今、増田委員のご質問の中でこの庁舎の修繕に対しての計画というか、それについては、お答え、補足という形でさせていただきます。昨年も外壁補修、それと外構のほうも更新、改修させていただきました。

今年度に関しましては、1階のトイレを改修する、また、エレベーター、これも更新するというので、一応そういった計画立ててやっている部分はございます。それは短期保全計画であったりとかまた、業者の保守で、例えばもうこれ以上保守するに当たっても、部品がもうないとか、生産中止とか、そういったことも全部踏まえて計画を立てているところでございます。今回のエアハンドリングシステムの不具合というのは、これは突発的なものでした。これがもし補修されないと、先ほどからリースかそうでないかという、メリット、デメリットも、効果検証の話も出ておりますけども、これは、今、ちょっと説明不足だったかも

しれませんが、来年の夏を乗りきれないというのがまず前提の中で、今回スピード感を持ってやるに当たっては、こういう形で性能発注でリースというのは、最近うちのほうでもさせていただいているんですけども、そういった形で、今回の部分はまずは乗り切らないといけないというところでの対応ということになります。

以上でございます。

藤井本委員長 増田委員。

増田委員 緊急って、空調がこれから20年間の間に、当然耐用年数が来るでしょうというのは、私、短期計画の中で入ってるべきやというふうに思うから、ここで聞いているんです。緊急でこういうことが起きたんですよ、これ、築38年ですか、35年ですか、当初の空調なんでしょう。そういうタイミングなんでしょう。投資計画の中で、空調が、30年でもう耐用年数過ぎるよ、もう危ない時期が来るよというのは、さっき言わはった外壁も含めて、空調の計画もその中には入ってるべきじゃないかということを知ったかっただけです。えらいことに水漏れしました。これは、もしかしたら、もっと10年先ももつと思っただけでも、何らかの気候変動で、10年先にこういう事故というんですか、故障をいったというんやったら分かりますよ。もう当然来た時期だったんじゃないですかということを、私は、緊急緊急というお話をされますけども、想定内の時期じゃないかなというふうに思ったので、もうちょっと計画を、短期計画ですか、その中にこういうものも入っておくべきじゃなかったんですかねと、こういうことを言いたかったということです。もうご答弁あったら、していただいたら結構ですけども。

藤井本委員長 答弁できますか。今、部長言わはったように、来年の夏を乗り切らんなどというのはもう第一の、これは絶対使命やからね。でもここまで来るのに、ほんまに突発的に出たのか、いやいやもう期限というんか、ある程度予想できたものなのかと。計画的にやったら、これはそんなことなかったと違うかというご質問のように私は、受けたんですけども。

林本部長。

林本総務部長 すいません。今、短期保全計画の中に、こういったエアコンの改修、空調の改修というのは特に含まれてなかったんですけども、改修の前にそういう突発的なことがあったというのはまず、ふだんから空調に関しては定期点検をさせていただいております。その定期点検の結果を踏まえて、当然予防修繕という観点から、当然計画的にやっていかないといけないということもございますけども、今回もその部分については、定期点検はしておったんですけども、なんせやっぱり負荷がかかったのか、その辺のところの理由は分からないんですが、どうしてもこういう形で水漏れをしてしまったので、それが応急で、今、修繕はさせていただいて、今回は、今回というのは、今年の夏は何とか乗り切るだろうけど、もう来年以降、来年の夏は、メーカーというか、業者のほうからはもう保証できないという、そういう話がありましたので、今回そういう形でさせていただいておると、そういう意味で返答になってるかどうかわからないですけども、そういった形で修繕を今回させていただくということでございます。

以上です。

藤井本委員長 増田委員。

増田委員 そうですね。私が聞いたかったことがあんまり答弁として出てないので残念なんですけども、定期的な点検によって、この機械の故障が見えたということじゃなしに、この機械を入れることで、30年後には入れ替える時期が来るんでしょうというふうなことは、設置当初から、私は分かってることじゃないのかなあというふうに思うので、短期保全計画の中に空調が含まれてないこと自体、私は重要な1つの庁舎の備品といいますか、設備の1つだと思うので。緊急と言われて、点検したら水漏れを発見しましたというのも、答弁としては、私は計画、もう少しそういうものも含めた保全計画というのをつくっておくべきかなというふうに思います。

以上です。

藤井本委員長 どうしたらいいですか。

増田委員 もういいですよ。

藤井本委員長 そうしてもらいたいという要望的な、そういうこともご検討くださいということにしておきましょう。

奥本議長。

奥本議長 今の関連になるんです。将来的な見通しというところで、谷原委員、増田委員のところなんですけども、今回は緊急の改修ということなので、この予算的にはこれで仕方がないなというところあるんですけども、長い目で見たときの話です。以前学校LED化のところではESCO事業をたしか使われたかなと思うんですけども、今回根本的にやっぱりこの辺の空調システムを入れ替えるという省エネというところの観点からいったら、ESCO事業を使っていると、財政的負担がないと思うんですけど、そういった方針というのはないんですか。もう今のまま、修復修復、部分的な修繕でいくということですか。やっぱりその辺の長期的なところの見通しを考えたときに、ESCO事業というのは1つ、方法としてあるわけなんですけども、その辺りは検討はされたんでしょうか。

藤井本委員長 松本課長。

松本健康増進課長 健康増進課、松本です。よろしくお願ひします。

健康福祉センターの空調設備の更新のほうですけれども、こちらのほうは、令和3年度に熱源更新の際には、LED化も含めましたので、省エネの補助金のほうを活用できましたけれども、今回のほうは単にファンコイルユニットを入れ替えるのみですので、補助金の対象とはならないということで、検討はいたしました。

以上です。

藤井本委員長 倉田課長。

倉田管財課長 新庄庁舎につきましては、なかなか市の公共施設ではなくて、公的な施設というふうになりますので、起債も含めて、そういう補助的なものがつかないというのが重きにありまして、基本的には一般財源を使ってやる事業しかないというに理解しております。

藤井本委員長 奥本議長。

奥本議長 ESCO事業というのは、ESCOというところに、企業に対して、その辺のやるので、

公的な補助じゃないですよ、E S C O事業というのは。1つの事業手法としてやるので、補助金じゃないと思いますけども、それを活用できるかどうかという検討されたのかという質問ですから。あるいはもうそういうのを一切考えなかったというんやったらそういう答えになると思いますけど。

藤井本委員長 倉田課長。

倉田管財課長 今回の新庄庁舎の空調につきましては、庁舎全体の空調を変えるのではなくて、あくまでも2階の会議室、それから5階系統の屋上のポンプの設備の更新でございますので、それによって熱効率がよくなって、E S C Oの事業の対象になるというような形にはならないのかなというふうには考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 奥本議長。

奥本議長 ちょっと私の言ってる、うまくこう、質問の仕方が悪いかもしれませんが、今回は、一部の入替えとか部品の交換という、それはそれでいいですよ。でも長い目で見た場合に、それを繰り返していくのか、あるいはトータル的な、その辺の費用のところの削減というのを考えたときに、E S C O事業の採用はいかがですかという、その辺考えられたんですかということで、今回のことに対してE S C Oを使えと言ってるわけじゃないんです。

藤井本委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。

新庄庁舎の空調につきましては、昭和の終わりに建てた建物で、完全に、E S C Oを見越して、ここをビルマルチにするとかいう形もあろうかと思うんですけども、流水ポンプを使っている空調が、今後も継続しなければならぬかなというふうに思っておりますので、該当するのであれば、今後E S C Oも含めて検討していかなあかんとは思うんですけども、今回の更新につきましては、そういうE S C Oの対象ではないというふうな想定で動いております。

以上でございます。

藤井本委員長 奥本議長。

奥本議長 例えばLEDの交換とかやったら、取っ手をつけて、外してつけて終わりやから、やりやすいんですけども、やっぱり庁舎内の建物の中にある配管とかのやつは、なかなかE S C Oが難しいのは分かるんですけども、やはりどこかのタイミングで、もう継ぎはぎ、継ぎはぎで来てるのは明らかやし、これからあと20年使う中で、どこに、いつ何どきどこがこういうふうに壊れていくか分からない状況なので、何かのタイミングで、もう本当に根本的に配管を見直すという考えも必要になってくると思うんです。そのときに1つの選択肢としてE S C Oというのはありますので、その場合は技術的にどうすればいいかは、私、分からないんですけども、財政的なことを考えると、それも1つ方法なのかなと思ってます。検討だけはまた、お願いしたいと思っております。

藤井本委員長 お願いします。

ほかに。

質疑をこれで終わりますけど、谷原委員の人件費のところ、後から聞くとおっしゃったけども、人件費じゃなくて業務についてお聞きするということですよ。人件費はもうこれで終わりますよ。

質疑ないですね。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようですので、歳出2、3、4款に係る部分の質疑を終結いたします。

ここで職員の入替えをします。そして暫時休憩をいたします。10分間の休憩で、10時55分、再開をいたします。

休 憩 午前10時44分

再 開 午前10時55分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開をいたします。

次に、歳出の5款、6款、7款、8款と、その歳出に関連する歳入の部分及び債務負担行為補正の(仮称)当麻複合施設備品購入業務、続いて(仮称)当麻複合施設図書購入業務の部分についての質疑を行います。

まず、先ほど休憩前のところで、谷原委員の質問で、時間外手当の件で、業務内容に変更があったのかという業務内容を問う質問がございました。そのことについて、理事者より、さきの答弁をしたいということですので、先にお答えください。

葛本部長。

葛本こども未来創造部長 皆さん、おはようございます。こども未来創造部、葛本でございます。よろしくお願いたします。

先ほどのご質問でございますが、まずこども未来課のほうからで申し上げます。こちらのほうは、現在9月時点で、これから後半に入るわけですが、後半につきましては、保育所の入所申込みが繁忙期を迎えますので、前半に比べますと後半には固まって業務が増えるということが見込まれます。それを見込んでのことでございます。

それからもう一つ、子育て支援課につきましては、学童保育所の設計と建築に係ります業務が、当初見込んでいるよりは増えることが想定されておりますので、その分を増加で申請させていただいております。

以上です。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。子育て支援課については学童保育所を増設ということで、それについて時間外勤務が発生するであろうということで、業務量が増えるということですが、最初のこども未来課なんですけれども、入所についての様々な手続というのは、毎年行われてるわけで、なぜこの段になって、補正が出てきたのかというのが、私、分からないので、また別に何かあるのか、それとも、先ほどでいったら、年間1人当たり200時間というふうなことが最初に充てられてて、それでも毎年この時期に足りないのか。そこら辺、ちょっとお聞きします。

藤井本委員長 葛本部長。

葛本こども未来創造部長 こども未来創造部、葛本でございます。よろしくお願ひいたします。

こども未来課に関しましては、毎年200時間、1人割当てがまず決まってまして、例年、申し訳ありませんが、後半についてはどうしても増えてしまうというのがあります。これは申し上げるべきことではないかもしれませんが、人事配置上、毎年新しい人が入ってきますので、不慣れで、なかなかその業務に慣れきれないところもあるので、その辺はどうしても時間外にやってしまうということが実情としてございます。

以上です。

藤井本委員長 いいですか。

谷原委員。

谷原委員 意見だけで、よく分かりました。

人事配置の面もあるということなので、できるだけそこは長時間労働にならないというのが、1つの考え方でありますので、そこはぜひ人事配置も含めて考えていただけたらと思います。

以上です。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

吉村委員。

吉村委員 2点お伺ひいたします。

予算書の29ページ、5款1項3目18節の負担金補助及び交付金で、日本型直接支払制度資源向上活動等補助金619万4,000円についてお伺ひいたします。日本型直接支払制度と申すのは、農業や農村地域が持つ多面的機能の維持を目指して交付支援されてるというふうなことというふうに私は理解してるんですが、先ほど説明にありましたように、中山間地域に対する補助であるというふうなことを伺ひました。これにつきまして、今回の補正で、対象となるのはどのようなエリアなのかということ、対象の面積も含めまして、あとそれから619万4,000円の算出根拠について、お聞かせ願ひたいと思います。これがまず、1つ目です。

それから33ページ、7款1項4目の災害対策費の中の備品購入費、庁用備品購入費というものです。これ、先ほど内蔵部長の説明に、これはJアラート受信機の購入費用であるというふうにご説明がございました。これ、今、インターネットでも見れるので、私、見てきたんですが、令和7年1月7日付で、消防庁のほうから全国瞬時警報システムの新型受信機の整備についてという通知がされておりますので、これについての補正かなというふうに思うんですけど、その理解でいいのかということが1つと、それから、このタイミングでこの補正を出されてきた理由、なぜかということについてお伺ひいたします。

以上です。

藤井本委員長 山岡課長。

山岡農林課長 農林課の山岡でございます。よろしくお願ひいたします。

ただいまのご質問でございます。この日本型直接支払制度資源向上活動等補助金ということで、委員もお述べになりましたように、今回計上しておりますのは、農業生産条件に不利な中山間地域において、農業者等を支援するための中山間地域直接支払交付金ということに

なりまして、こちらのほうは山麓地域で活動されております葛城山麓地域棚田振興協議会に対する補助金ということになってまいります。この交付金の算定等々なんですけども、原則といたしましては、まず対象となると農用地の面積に定められた10アール当たりの交付単価を掛けたものが補助金額というようなことになってございます。その交付単価についても、田畑の形状によって単価が変わるものとなっておりますが、まず田のうち、急傾斜に該当する農地、急な傾斜に該当する農地になるんですけども、こちらは10アール当たり、交付単価は10アール当たりとなりまして、2万1,000円で、18万9,334平方メートル、緩傾斜地、緩い傾斜に該当する農地のほうが、交付単価8,000円で2万8,133平方メートル、そして畑のうち、ここでも急傾斜に該当する農地が、交付単価1万1,500円で4,555平方メートル、緩傾斜に該当する農地が交付単価3,500円で252平方メートル、合計面積が22万2,274平方メートルで、この面積割合による補助金額が425万4,342円となります。そして今回この地域において、農家カフェを整備するというので、棚田振興を図る取組を行う場合の加算分というのが追加されるんですけども、こちらの算定額が193万8,890円となりまして、合計619万4,000円を補助金として計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 野地課長。

野地生活安全課長 生活安全課の野地です。よろしく願いいたします。

ご質問の2つ目でございます。委員おっしゃるとおりなんですけども、こちらのほうは全国瞬時警報システム、Jアラートの新型受信機の購入となります。こちらにつきましては、令和5年の7月14日付で消防庁より、全国瞬時警報システムについて、構成部品の老朽化などに伴う故障件数が増加していることにより、緊急情報の住民伝達に支障を来すことが懸念されることや、現行受信機の故障によるサポートが2026年8月末までとなっていることから、令和7年度から令和8年度にかけて次期受信機へ移行する計画であるという情報提供がありまして、その後、令和7年の4月15日付で、新型Jアラート受信機の概要などが公表されて、金額などが判明したため、購入に係る費用390万5,000円の増額補正をこの時期に計上させていただいたというところになります。

以上です。

藤井本委員長 吉村委員。

吉村委員 分かりました。

まず、日本型直接支払制度のこの補助金につきましては、算出根拠、よく分かりました。ありがとうございます。

ほかのも含めてこの質問ばかりなんですけども、これも当初予算じゃなくて、補助をずっと棚田振興協議会へ出されての補助だということは理解はしておりますけれども、このタイミングになったということ、この補正を組まれてるということについて、この理由について、お聞かせいただきたいと思っております。

それからJアラートのこの機器につきましては、機器の概要、こういう機器ですよということが、令和7年4月15日付で、これがようやく出てきたということで、当初予算にならな

いで今のタイミングだということ、理解いたしました。この財源につきまして、先ほど緊急防災・減災事業債ということが分かりました。予算書を見ると地方債になってますけれども、これについて、先ほど聞きましたが、再確認だけしておきたいと思います。

藤井本委員長 山岡課長。

山岡農林課長 ただいまの、なぜこの時期に補正になったのかというようなことでございます。こちらの補助金については、ここ数年、葛城山麓地域棚田振興協議会が受けておった補助金なんですけれども、この交付金については、5年を1つの区切りとして交付される補助金となっております。令和7年度から新たな期間が始まるというようなものになっておりましたが、当初予算計上時に、この申請に当たっては、7年度から地域計画を策定するというようなところが交付条件となっております。このような交付条件があるというところで、協議会のほうに、計画の策定について相談をさせていただいたのですが、この全地区において策定することに対して、協議のほうがまとまらなかったというところと、またその時点で、別の補助金として国が実施する元気な地域創生モデル事業という交付金が受けれるというようなお話があったということもありまして、令和7年度にはこの事業において、補助金の交付を受けるというようなところで、この中山間においては申請しないというようなところで一旦進んでおったところでございます。しかし、この3月末において、この元気な地域創生モデル事業が、この協議会において交付の対象外というようなところの通知がございました。そのときに、この中山間の交付要件、先ほど地域計画の策定というところが、若干策定見込みであればというようなところで、公募要件が変わってきたというようなお話も同時にありまして、再度、それについて、県と協議を行わせていただきましたところ、交付対象になるというようなところを確認させていただきましたので、いろいろ準備を経まして、今回9月の補正で申請させていただくというような流れになったところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 野地課長。

野地生活安全課長 生活安全課の野地です。よろしく願いいたします。

財源についてですけれども、こちらにつきましては、令和7年の1月7日付で消防庁より、令和7年度までのJアラートの新型受信機の整備に要する経費については、緊急防災・減災事業債の対象とするという公表がありましたので、今回はそちらの起債のほうを充てさせていただきます。予定をしております。

以上です。

藤井本委員長 吉村委員。

吉村委員 ありがとうございます。Jアラートの機器につきましては、緊防債の対象であるということとはよく理解いたしました。

それから日本型直接支払制度、これの資源向上活動等補助金、これについては、地域計画というなかなか大変なことで、今、南藤井だけが出されているという状況の中で、進んでないわけですが、この見込みもいわゆる交付の条件になったというふうなことでされた。ここまで補助金を取られるのにだいぶ苦労されたということで、承知いたしました。農

地の多面的機能につきましては、例えば国土保全とか、水源を守るとか、日本らしい景観を守るとか、すごく大切なことだなということ、私も耕作放棄地のことについて、私どもの総務建設常任委員会の中で、私も勉強させてもらえて、より強く感じてるところであります。引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。

谷原委員。

谷原委員 関連で、日本型直接支払制度、資源向上活動等補助金について質問しますけれど、これは先ほどおっしゃいましたけど、令和7年度から新たに5年間ということの申請だということは、毎年、600何万あれば、何がしかの補助が今後上がっていくというふうに考えていいのかどうかということが1つ。

それからもう一つ、活動内容、農家カフェの取組をおっしゃいましたけれども、大体これ、いろんなメニューがあって、多分そのメニューに応じた申請になってると思うんですけど、どういうことを今回はやられようとしてるのか、令和6年度の決算でもかなり大きな1,900万ぐらいだったかな、何かその決算として、この補助金が交付されてるし、活発にやられてるんですけど、今回はどういう活動内容なのかということをちょっとお聞きしたいと思います。これが2つです。

それから3つ目ですけど、補助金をいただいて、3年とか5年とか期限を切られて、問題は継続性がどうなのかと。私、継続性がなくても、その間の活動が活発にやられたら、それはそれでもいいかとは思いますが、やっぱり税を使う以上、いろんな取組ですから、後々に残っていくような、何かそれがどうなのかということら辺はいかがなのか。古民家カフェを造れば継続するわけです。よろしいことですね。そこら辺、どういう活動内容になってるのか、お聞かせ願えませんか。

藤井本委員長 山岡課長。

山岡農林課長 農林課の山岡でございます。よろしくお願ひします。

ただいまの中山間の分の質問ですけど、まず、補助金の額については、こちらは面積按分と事業加算分というところで事業を進めてまいりますので、基本的にその年度年度の面積というのはほとんど変わらないような状況にありますので、この金額で推移していくものということになると思ひます。

そして、活動内容というところで、こちらは葛城山麓地域棚田協議会に対する補助金というような形になるんですけども、こちらの協議会で、今までずっと大きな事業として、葛城山麓ウォークというのをやっておられます。こちらは以前からずっと継続をしている事業として、農林課のほうも協力させていただきながら、継続してやっていただく。また、その運営等に対しては、事業を委託して、いろんな相談等も進めておるところも継続しておるということで聞いておりますし、また、それ以外にも通常の草刈りであるとか、水路の整理であるとかいういわゆる日々の農地の整理といいますか、その辺の活動については、日々されてるというようなところで伺っておりますので、継続というところにもつながってくる

とは思いますが、実績等を見させていただいても、これは中山間に限らず、多面のほうの団体のほうでも熱心に活動を継続してやっていただいているというようなところであると考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 多面的機能の部分では、草刈りとかいうのは分かるんだけど、この日本型直接支払制度資源向上活動等補助金というのは、何かのメニューにおいて出される補助金じゃないんですか。そこは理解、というのは、我々、休耕田、遊休農地解消のための取組、いろいろ視察を総務建設常任委員会でも行った先で、やはりこういうのを利用して、いろんなメニューで補助金を受けておられたので、この今回の補助金、5年間の何かこういうことで、地域の農業を資源向上させるという目玉、古民家カフェ、農家カフェというのはちょっとお聞きしたんですが、それ以外のメニューがあるかどうかということをお聞きしたかったんです。そういうのは特になくて、ただ草刈りとかそういうのだけでも、これを受けられるということなんですかね、補助金は。お聞きします。

藤井本委員長 山岡課長。

山岡農林課長 ただいまの補助金を受けられるかというところは、基本的には今までの活動を継続をしてやっていただいております中で、葛城山麓ウォークというのが、今までからの1つ、目玉というところ。そしてこの農家カフェというのがこれからの1つ目玉というようなところで、笛吹のほうで薬膳教室等をやっておられる部分をグレードアップさせて、その辺をもう一つ大きくしていくというようなところで聞いておりました、その辺が1つ、目玉ということでは目玉になるのかなと。

補助金の額にしても、こちらは7つの地区全体ということになりますので、7つの地区の農地を合わせますと、やはり補助金としてもこれだけの額になってまいりますので、7つの大字がそれぞれ活動するというようなところになりましたら、ほかの多面の地域との補助金とも変わらないような活動になってくるのかなというふうにご考えておるところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 いいですか。ほかに質疑ないですか。

増田委員。

増田委員 関連で、もう少し深掘りをさせていただきたい。

22ヘクタールで、今おっしゃられたように7地区、7か大字ということで、従来の山麓協議会のエリアかなというふうに、具体的にどの辺かなあというのがちょっとイメージとしては、全ての、その7か大字の農地が22ヘクタールの対象になっているのかどうか。それから谷原委員もおっしゃってましたけども、この事業を425万と193万については、成果物といいますか、カフェができるというものが残りますので、分かりやすいんですけど、22ヘクタールの景色が事業前と事業後にはこのように変わったというふうな期待をするんです。これ、425万、5年間ですので、2,000万。先ほどの説明でいくと、山麓ウォークの運営費に充当されるとすれば、従来山麓ウォークの予算、市からも支援をいただいた分が、これに替わ

るというふうなことであれば、ちょっと違うよねと。私としては、山麓地域の22ヘクタールが、この事業によって、使用前、使用后じゃないですけども、非常に事業効果として、棚田の景色が、上から見たときに、奈良県3大棚田の1つ、稲渚の棚田の次に寺口の棚田みたいなそういうふうな景観に変わってくる、向上ですか、資源向上活動補助金となってるので、そういうふうな期待をするんですけども、先ほどの答弁では、従来の活動助成、こういう事業を使ってやっていただくということ。何かもう少し期待をするところなんです。事業としてのこの事業目的というのが私はちょっと調べきってないので、事業目的も教えていただけますかね。こういうことをする、守っていくという、その活動のためのものなのか、変えていくというんですか、従来の荒廃したもの、例えばですよ。22ヘクタールの中の遊休農地を解消していくんだとかということになれば、私、すごく効果的な事業としての効果は大きいと思うんですけども、その辺の期待するところ、どういうことが期待できるのか。どうですかね。

藤井本委員長 山岡課長。

山岡農林課長 農林課の山岡でございます。ただいまの質問でございます。

まず、各地区のどのエリアでこの棚田が設定されておるのかというようなところのお話かと思えます。こちらについては、それぞれ各地区から実際にもうこの地番といいますか、このいわゆる田1筆の分というところで、地域で申請いただきまして、それをこちらのほうで、そこが対象農地として該当するかどうかというのを精査させていただきまして、そこが対象農地になるというようなところで、きちんと精査しましたら、その分の面積を掛けて出すというようなところで、今、ないんですけど、地図等々でこのエリアが対象になってるよというようなところではお示しできるものはあるような状況となっておりますでございます。

あと、こちら中山間地域ということで、いわゆる耕作放棄地というようなところにもつながってくるのかなというところの中で、これが1つご回答になってるか分からないですけども、1つ、協議会のほうでいろいろ話を聞いている中で、いわゆる中山間のほうにおいては獣害等もあると。そのいわゆる耕作放棄地をなくすということが1つ、棚田の景観ということにもつながるのかなということを考える中で、獣害に強い植物、私も聞いておりますのは、トウキであるとか、サンショウであるとかいう植物については獣害に強いというようなところの中で、なかなか今、試験的に栽培等されてるといったようなお話も聞いておるところでございます。1つ、事例を挙げさせていただく中で、様々な取組というところで、協議会のほうで頑張らせていただいている、また、月に1回、ミーティング等もしながら、積極的に活動していただいているのかなというような認識を持っておるところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 増田委員。

増田委員 ありがとうございます。これ、地続きなんですかね。ここのエリアって、これ、飛び飛びなんですか。飛び飛びで、対象がね。イメージとしては、私、市が今後取り組もうとされてる遊休農地、特に鳥獣害の対象地も含めて、山麓エリアの対策を、この事業も含めて、連携した形で今後のマスタープランにも反映するような、あの地域をこういうふうな農地による

がえらすということもあれですけども、荒廃を止めるとか、遊休農地化をストップさせるとか、鳥獣害に強い特産品づくりをする、私も紹介もさせていただきましたショウガであるとかシソとか、そういった鳥獣害に強い特産づくり、そういうのを市の支援も含めて、これ、直接支払制度で、国からの補助に頼ることなく、市もやっぱり連携して、このエリアの農業振興というものをしっかりと支えていただく必要があるのかなというふうに思いますので、連携して市の支援もしていただく必要があるのかなと思います。

その辺、市長、どうですか、このエリアとしての考え方。前にも山麓エリアの考え方を市長にもお尋ねしましたけども、いかがでございますか。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 頑張ります。

藤井本委員長 川村委員。

川村委員 いろんなこの山麓地域の取組、農家カフェが新しくできるということで、すごく期待をしてるんですけど、何か薬膳のカフェやということで、何を核として、その一帯をどう見せるかという、そういうアピールという部分も確かにあると思うんです。そう考えたときに、やっぱり私、エリアにシャクヤクが植えてあって、要するに漢方とかそういうので取組をされてたという時期があったというのは覚えてるんですけども、やっぱりこういう農家カフェというところは、この農家カフェはどんな農家カフェやというところで、山麓一帯に、例えばソバがあったらソバの花が咲き、この農家カフェが薬膳であれば、そこを地域の中で、山麓の耕作物として、そういったものに取り組んでいただくというような、そういうお話はないのかどうか、それ1点、確認をさせていただきたい。

藤井本委員長 山岡課長。

山岡農林課長 農林課の山岡でございます。

今の農家カフェに関連するところでございますが、こちらについては先ほども述べさせていただいたかも知れないですが、不定期な形で、笛吹地区のほうで、そういう薬膳料理教室のほうをやっておられると。その辺の、1つこれもきっかけとしてこれがもう少しグレードアップというようなところで、今のところ、考えてるというようなところで、その辺、これから新たな期が始まる中で、月に1回、打合せもされてる中で、その辺のこれからどう活用していくかというのを話し合っていた中で、これからいろんなことが見えてくるのかなというようなところで、思っておるところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 川村委員。

川村委員 以前、桑の葉も山麓の耕作放棄地に植えられて、結構道の駅で桑の粉というのは売れてます。そこもなかなか取り組んでいた方たちも高齢化してきて、その取組が縮小してきている傾向にあります。非常に残念やなあと思うんです。あれ、道の駅ができたときに、そういったことのアピールをするという意味で、桑の葉の取組も菊芋とかもあったと思うんですけども、もちろんそこには人がいないといけないという一番最低条件なんですけども、あの一帯を、もちろん花もあるし、それからの収穫物もあるし、そしてそこに置く、今いう薬膳と

というようなことを始められるのであれば、市のほうもそういうエリアの計画、先ほどから増田委員も言われた計画的なエリアにしていくという指導をやっぱりしていつてもらって、何を作ってもいいという自由もいいんですけども、やはりあの一帯をこれからどういうふうな山麓に仕上げていくかというような提案をしてやる。あったものが今なくなってるというのを、これもやっぱりしっかりと見といていただかないといけない。桑の粉というのは、もう今、健康志向なので、非常に出来上がったもの、収穫物についても評価されてる、このことをぜひともやっぱり、1つの武器にさせていただいて、鳥獣害に被害がなければ、今、何か、ルバーブというのも、すごく酸味のある野菜なんですけど、そういったものもジャムにしたりというような取組もちょっとされてるような方もいらっしゃいます。要するに、そういう山麓の地域に強い、植えやすい、いうたら野菜なんですけど、そういうところから始めていただいて、そういう取組を大事に、何かやろうとしてる方が広がっていくような、そういった支援も、今この補助金は全体的なものですけども、そういった声が上がったり、いろんなイベントでそういう取組を発見したら、やっぱり温存していけるような形に支援をしていただきたいということをご要望させていただきますので、よろしくをお願いします。

藤井本委員長 要望で。ほかにないですか、質疑。

吉村委員。

吉村委員 それでは、5ページの債務負担行為補正についてお伺いいたします。図書館のことに关してなんですが、聞きたい項目は、(仮称) 當麻複合施設備品購入業務、923万5,000円について、これにつきましては、既に資料で私ども委員のほうにペーパーレスシステムを通じて、(仮称) 當麻複合施設に係る備品リストというのをいただいています。これの中身についてお伺いをしたいんですけども、いろいろ出てるんですが、これを見てましたら、例えばお話の部屋にスライドナーサリーベッドを置くとか、あります。小さなお子さん、赤ん坊を柵の中に入れて安全を保つようなベッド、あるいはおむつ替えにも使えるようなものだと思いますけれども、それから、あと、子ども図書エリアにはボードゲームということで、今までの図書館にないような付加価値をつけようという、この備品のリストを見るとそのように感じたんですけども、このものについて、備品購入に対してお考えをお伺いしたいと思います。

それから同じく、その下、(仮称) 當麻複合施設図書購入業務ということで、2,700万円というのが予算額で計上されております。これ、皆さんも、私も持っておるんですが、葛城市市立図書館年報の令和5年2023年度の報告を見ましたら、図書購入費というのは、ここには711万9,259円と書かれてまして、あしたから始まります決算のあれも見ても、大体700万円程度ということで、例年視聴覚資料も含んで、この程度の規模感なんですけれども、これに比べるとかなり大きいと。これも私は限度額が多く見込まれてることについては、新しい器に新しい資料をたくさん入れようというふうなことで、これについては本当に率直に評価をしたいと思うんですけども、現状、當麻、新庄両図書館で図書の蔵書冊数というのが、これがこの資料によれば25万5,000冊あまりという形になってるんですけども、この限度額で、大体现時点で何冊程度の購入を見込んでおられるのか、冊数、それが分かりましたら、またあるいはこういったジャンル、新しい図書館で多く買いたいとかそういうものがありま

したら、お聞かせ願えたらと思います。

以上です。

藤井本委員長 石川館長。

石川生涯学習課主幹兼図書館長 図書館の石川です。よろしく願いいたします。ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、備品の購入につきましてですが、これは、新しい当麻図書館の毎日の業務に使用する物品や小物を購入するものでございます。主なものといたしましては、リストのほうにも書かせていただいておりますけれども、特に書棚に取り付けますサインであります。図書館に設置される書棚の全ての側面に、それぞれの書棚にどのような本が並んでいるかが分かるように、内容を表記したプレートを取り付けることとしております。また、書棚に並んでいきます図書が倒れないように固定するためのブックエンド、それから、図書の運搬用に使いますブックトラックでありますとか、また1つ、利用者の方々に使っていただく、利用者の方が借りる本を持ち運ぶために使う籠、そのようなものも購入することとしております。そのほか、おはなし会で使われます紙芝居の舞台であるとか、様々な種類の物品を多数購入することとしております。

それから2点目の、新しく購入する図書につきましてですが、こちらのほうは、新しい当麻図書館のオープン用に開架書架に並べる図書を購入するもので、約1万3,300冊の図書を購入する予定でございます。購入する図書の構成につきましては、一般書と児童書の割合は半分半分となるように購入したいと考えております。また、購入する図書の選書につきましては、現在の当麻図書館と同じように、様々な分野から選書を行いますが、各分類ごとの購入冊数につきましては、現在の当麻図書館から移管する図書の冊数と、また新しく出版される新刊書の購入状況、発刊状況などを見ながら検討したいと思っております。また、今後、子育て世代や学生の利用が増えることが見込まれますので、その世代のニーズに合う図書を更に充実を図っていきたいと考えております。それから児童書につきましては、当麻図書館の要となるものと考えておきまして、新刊書の購入に加えまして、長年読み継がれておりますロングセラーの買い直しなども含めて考えております。そのほかに少数でございますが、視聴覚資料としてDVDの購入も少し検討してるところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 吉村委員。

吉村委員 ありがとうございます。

今し方の回答の中に、サインという、側面に書架の側面にサインをつけるというその購入費用もあるというふうなことなんですが、特に私の希望を申し上げておきますと、やはり小学生、中学生が自然になじみやすいように、特に図書館というのは、私はもう分類分類と、NDC日本10進分類法というのは大事ですよということはおかねがね申し上げておるんですが、お子さんが自然にそういった分類に親しめるようなサイン、デザインも含めまして、大きさも含めまして、お願いをしたいと思います。それからやっぱりちっちゃいお子さんが今まで以上に利用される、先ほど私、触れましたようにスライドナーサリーベッドもお話の部屋

に置かれてるということなので、こういうブックエンドとか、それからブックトラックとか、変えるときにデザインも含めまして、そういった方々に親しまれやすいようなものを特に選んで、もちろんお考えだと思いますけど、購入をしていただいて、建物となじむような形でお願いできたらありがたいなと思います。

それから、あと、児童書のロングセラーの買い直しというふうなこともおっしゃいました。これも本当に新しい本で、真っさらな本の匂いというか、独特のものがあると思いますので、やっぱりそういう子どもたちにとっては、ロングセラーであっても最新刊であっても同じく新しく出会う本ですので、そういう、子どもたちが気持ちよく選べるように、手に取れるようにということで、大体今、1万3,300冊の本をご購入予定というふうなことを聞いてますので、これはもう楽しみに待ちたいなというふうに思います。どうぞよろしく願いいたします。

藤井本委員長 ほかに。

川村委員。

川村委員 すいません、今、吉村委員の図書のところのリストを見てるんですけども、先ほど図書を選んでいただくための籠とおっしゃっていたんですが、その後にブックトラックと言われたんですけど、ブックカート、ブックトラックと書いてあってどういうものかちょっと分からないんですが、私はこれまでの図書館を見学させていただいて、高齢者の方が本を選ぶときに、よくスーパーであるカート、このカートにその本を入れて、ずっと選んでいらっしゃると、そういうものなのでしょうか。ちょっとそこが分からないので、もう少しだけ詳しく教えていただけますか。

藤井本委員長 石川館長。

石川生涯学習課主幹兼図書館長 図書館の石川です。よろしく願いいたします。

ブックカートにつきましては、今、川村委員がおっしゃっていただきました、両手で押していく、スーパーにあるカートの小型版のようなものです。ブックトラックといいますのは、これは主に、職員が本を並べて乗せて運んでいく大きめの台車といいますか、そういうものでございます。

藤井本委員長 川村委員。

川村委員 関連から新しい質問に1つだけ移ってもいいですか。

藤井本委員長 じゃあ1つ。

川村委員 すいません。

もう1個のほうのリスト、庁舎再編室の推進分として、一番上に、キッチンスペースのところ、テーブル型冷蔵庫とあるんですけど、これ、どんなものなのか教えていただきたいんですけど。

藤井本委員長 木下室長。

木下庁舎機能再編推進室長 庁舎再編推進室の木下です。よろしく願いいたします。

テーブル型冷蔵庫というのは、台下冷蔵庫と申し上げて、業務用の、いわゆる上がテーブルとして使えまして、下が扉式の冷蔵庫になってるようなものを想定しております。

川村委員 分かりました。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

杉本副委員長。

杉本副委員長 備品の件でちょっとお聞きしたいんですけど、これは新しく買われるということなんですけども、色とかデザインとあって、誰が決めるんですかね。というのも、結構大事やと思うんです。そういう新しく造る施設で、おしゃれな感じにしてほしいなと思うんですけども、色合いのテーマとかというのは、パンフレットでちらっと見た感じで、大体あれは分かるんですけども、机1個とっても、椅子1個とっても、どういうイメージのものを買われるのか、どういう雰囲気なものに仕上げていくのかというのは、まだこれは後ですか。これ、誰が決めるんですか。

藤井本委員長 木下室長。

木下庁舎機能再編推進室長 庁舎再編の木下です。よろしくお願いします。

いわゆるデザインのトータルコーディネイトといいますか、そういう監修の部分、そういった部分は、まず、第一に発注者である我々で検討させていただくんですけども、アドバイザーとして、設計者のほうで監修していただくというふうに考えております。発注の際にももちろん仕様書を作成していくんですが、うちのほうから設計者のほうに相談をさせていただくという方法を考えております。また、備品の中身によりましては、向こうの提案型で購入する物品も中にはございますので、そういった部分についても、提案をベースに、設計者と共に調整を図っていくという考えでございます。

以上です。

藤井本委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 まだ、そしたらその提案というか、イメージというのはまだないですかね。聞きたいのは、ぱっと入ったときに、机なりとあってこうあるわけじゃないですか。こんなんなのか、真っ白の机なのか、椅子にしても、カラフルな、そういう、どういうものが入るのかなというのが分からないんですよ。僕が言いたいのは色合いですよ、どんな感じになるのかなと。それを、どういうイメージでどういう思いで発注されるのかなというのが結構大事なのかなと。葛城市のイメージやったら、緑とオレンジだったりするんやけども、この前のパンフレットの感じだったら、合うんかなとか思ったり。それを誰が決めるのかなとお聞きしたい。どういうふうに決めていくんかなという。どういうふうにはいい。誰がどうしていくんかやね。

藤井本委員長 木下室長。

木下庁舎機能再編推進室長 その決定のプロセスということであると、今、設計者のほうで、そのイメージ画像なども集めていただいております、それぞれフロアごとに、そのエリアを設けて、そのエリアのコンセプト等も考えていただいておりますので、そこに例えば子どもが集まるようであれば、そういった柔らかい色合いですとか、明るい色合いを使ったようなイメージで設計を組んでいただいているというのは既に聞いております。そのエリアごとにイメージを持っていただいておりますので、それに合わせてチョイスしていくと。最終決定は我々でしない

といけないところだと思いますので、そこら辺は慎重に進めていきたいなと思っているところ
です。

以上です。

藤井本委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 それ、見たかったんですけど、見れないですね。それは最終、ごめんなさい、もう質問できひんね。しっかりしてくださいとしか言えないんですが、見てみたかったんですけど、やっぱりおしゃれな感じで。あれは、僕、何回も言ってるみたいに、葛城市の肝になる施設やと思ってるので、その辺は、市長、副市長も教育長もしっかり意見を言うて、カラフルなええのにするのかシンプルにするか知りませんが、しっかりと考えていただいて、入れていただいたらなと思います。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。

西川委員。

西川委員 関連でいいですか。僕もそれ、話をしたいなと思っていたんですけど、葛城市、むちゃくちゃ弱いところですよ、ここ、デザインとかそういうところがね。ほんで、これ、指定管理者がまた決まってくるよ。そこのイメージもあるんですよ、どういうふう運営していくかという。そこも調整せなあかんし、本来やったらそれを取りまとめる、名前を出してええんかな、例えば乃村工芸社とか、いうたら、例えば大きいそういうデザイン、インテリアのデザインを監修するところがあるんですよ。これ、設計者は設計者で建物設計のプロかもしれへんけど、なかなかそこまで、デザインを重視されるというところも少ないと、そういう特化したところありますけど、見た感じ、そうでもないんだなと思います。ですので、それを、市役所の職員が最終決定、これはいいかもしれないですけど、僕はやっぱり、そやから、デザインに特化した、ここで言うたらいいんですけど、デザイン人材を活用するというようなところも含めて、やっぱり葛城市、ここが弱いところなので、それはやっぱりしていただきたい。ほんでやっぱり格好ええ、誰もが見て、入ってすばらしいなって思うようなものにしていただきたいし、そこは本当に気をつけて、この備品、これ今、ある程度ざっとはじいた概算やと思いますので、そやから、ちゃんと選定される時は、きっちりして、また指定管理者もそのときは決まってるかもしれないし、その辺も含めて全部トータルのにできるように、お願いをしていただきたいというふうをお願いします。

以上です。

藤井本委員長 2人の委員から要望が出てますので、ここは真摯に受け止めてください。

ほかに質疑ないですか。

増田委員。

増田委員 関連で、私も経験あるんですが、2回、デザインに関して経験があって、以前働いてた会社の最初に働いてたところで、上司から、「増田、トイレのタイルの色、おまえに任す」と言われたんですよ。私、わくわくして、この上司、ええ人やなあと、私を認めてもうてと喜んで、私、提案したんです。今もありますけど、めっちゃめっちゃ恥ずかしい、今から考えると。

これ、ど素人が、任されたから、この色好きやとかと言って、やっぱりこれは自分の能力以外のところでやっぱり選ぶべきやなああとすごく反省して、今でもそのトイレへ行くのが恥ずかしい。仕事場が変わって、あるホールの担当になったんです。そこでまた、じゅうたんの色は何にしましょうって、設計士さんが壁紙はどうしますかって聞くんですよ。私も発注者やから、発注者というか、担当の管理職やから、いや、こんなん分かれへんと言うて、いや、そやけど、そっちでちゃんと選んでくださいと言うんですよ。タイルの色のトラウマになってるから、そのときに私お願いしたんは、カラーコーディネーターに、知り合いを通じて呼んできて、選んでもらって作ったんです、その部屋のコーディネート。それなりにやっぱりあれ、プロってすごいですね、特にああいう色については。じゅうたんの色と壁紙とって。なるほどこういうものは素人でイメージで、私のシンボルカラーやとかと言うてやっても、やっぱり似合う、似合わない、バランスの問題とか、これ、あんのかなと。これはプロに任すべきやなというふうに非常に感じた経験があります。今、西川委員がおっしゃってるように、私は、ある一定のそういうコーディネーター的な方をやっぱり選んで、中に入ったときに、その雰囲気は伝わるような、そういうコーディネートをしていただくことが賢明かな、そういう選び方をしていただくことがいいのかなと。いや、もうそういうコーディネーターにお願いしてますというのであればそれでいいんですけども、何か先ほどからの答弁ですと、そうでもないようにお見受けするので、その辺、どうなんですか。プロのセンスというのを導入されてるんですか。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 この件につきましては、過去にたしか西川委員が一般質問でされたような記憶があります。そのときにも答弁させていただいたんですけども、全体の施設はやはりデザイナーがおりますので、そのデザインを基調にした中で、明らかにプロの人の集団がある程度のコーディネートをしていただけると私は理解しております。そのプロも、委員ご指摘のように、ピンからキリまであると思っておりますので、今現在発注をかけております。皆さん方のデザインというものは、まず確認をさせていただきますけども、ある一定の水準以上であるという認識は持っておりますので、これからいろんなご意見もいただきながら、組み合わせる最終的にはやはり私はプロやと思っております。素人がというんじゃなくて、レベルの差が明らかですので、そやから、その辺は前回もお答えさせていただいたように思うんですけども、そういう感覚を持っておるといのは事実でございます。

以上でございます。

藤井本委員長 いいですか。要望が続いてるので、市長、今、お答えいただきましたけども、強く受け止めていただきますようお願いいたします。ほかに。

奥本議長。

奥本議長 1点だけ教えてください。庁舎の特別委員会が一番初期の初期の頃ですけども、メイカースペースというところの3Dプリンターの導入というのを、私、しゃべらせてもらった経緯があるんですけども、かつてアメリカのオバマ政権のときに、アメリカ中の学校に3Dプリンターを導入されました。それで子どもたちのいろんなICTのやつを進めたということが

あるんですけども、現状3Dプリンターというのはやっぱりまだまだまだ高価で、1回稼働させて、それを商品に作り上げるまでは結構時間がかかるんです。この近辺でいうたら、香芝の下田の南都銀行の北にあるグッドジョブセンターというところ、あそこ、障がい者の方が、そういう3Dプリンターとか、いろんなデザインを通じて、自分たちで商品を作って、カフェも運営したりとか、そういうのをやっていたらいいんですけども、実はあの3Dプリンターで作った張り子のこんな小さな置物があるんですけども、奈良県やったら、あそこの新しい無印でも売ってますし、日本中でもやっぱりそれを3Dプリンターを持って行って講習もされてるんです。でも、時間が結構かかるんですよ。あそこのやつは結構高性能なので、短時間できるんですが、今回これ、どれくらいの性能のやつを入れはるか、というのは、閉館してからも動かさんとあかんという可能性が出てくるんですけども、今現状では1回動かして何かを作るのに5時間、6時間というのは大体性能的な平均だと思うんですけども、その辺をどれくらいの予算のやつで見積もられてるというのを、ちょっと知りたいんです。

藤井本委員長 椿本館長。

椿本生涯学習課主幹兼文化会館長 椿本でございます。よろしくお願いします。

3Dプリンターの性能、内容でございますが、確かに時間というのはかかるんですけども、今、想定している分は大体、ちょっと簡単なものでも2時間ぐらいはかかるというふうに考えております。

以上です。

藤井本委員長 奥本議長。

奥本議長 最近展示会に行っていないんですが、恐らく、それ、簡単になって、これぐらいの10センチ角ぐらいですね。やったら、1台50万ぐらいなんかなという気はするんですけども、1台だけやったらその人しか使えないので、何台かという設計なんですかね、この予算立てというのは。せっかくあるから。いろんな広く、市民の方に使っていただきたいし、このプリンターというのは結構可能性があって、体の不自由な方がそれを使って社会に貢献できるという可能性も切り開けるものなので、そういう拠点としてここを使えたらいいかなという気はするので、もし台数的な余裕があるのであれば、それも今後、まだこれは仮だと思うので、その辺りをまた今後の見通しで考えていただけたらと思っております。これはそういう要望だけで結構です。

藤井本委員長 要望だけでいいですか。ほかにないですか。

谷原委員。

谷原委員 ちょっと離れますけれども、28ページ、5款1項2目の時間外勤務手当のちょっと幾つか聞きます。142万円、農林課、これ、増額の理由を教えてください。仕事がどういうことで増えてるのかと。

同じく34ページの8款1項2目3節の学校教育課関係、これも114万7,000円、時間外勤務手当が増額になっているのを、どういうふうな業務の増加によるものかをお聞かせ願いたいと思います。

それから39ページですが、8款6項2目3節の同じく時間外勤務手当についてお伺いしま

す。167万6,000円、これが担当部署が人事課となっておりますので、これはこれだけ人事課になってる理由も含めて。お願いしたいと思います。

以上3点、お願いします。

藤井本委員長 植田部長。

植田産業観光部長 産業観光部の植田でございます。よろしく申し上げます。

農林課分の時間外勤務手当のことでございます。時間外勤務手当が増えている理由でございますけれども、昨年も時間外勤務、特に多かったんですけれども、本年度につきましては、特に耕作放棄地の検討支援業務でありますとか、指定管理者の更新業務、これがありましたので、特に業務が増えているというところでございますけれども、その他、国が農業農政制度を大きく変更しているときでございますので、例えば農振法の改正でありますとか、経営所得安定対策等々、いろいろ国が大きく制度を変更している時期でございますので、事務の負担が増えておまして、時間外が増えておるところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 森本課長。

森本学校教育課長 学校教育課、森本でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

学校教育課の分でございますけれども、今年度につきましては、学校で使用するシステムの更新業務、それから、職員の異動、そういうのもありましたので、時間外勤務が昨年度と比較して増加している状況でございます。今後につきましても、1人1台端末の更新業務、そういうことも控えておりますので、例年以上に業務量があると見込んでおります。

以上でございます。

藤井本委員長 勝真部長。

勝真教育部長 教育部の勝真でございます。

体育振興課のほうの時間外勤務手当の件でございます。増額理由といたしましては、これ、例年になりますけれども、各種団体の会議などは時間が終わってから会議が開催されるということが多くございます。また、施設の修繕、設備の修繕工事などが、業者の方がやっぱり休館日の平日に入ることが多くございますので、立ち会うために、時間外の勤務となる場合もございます。また、今年度に入りましては、国民スポーツ大会の正規視察というのが3件参ります。その準備の会議ということで、県との打合せの会議が主に見ておられますと、ほとんど火曜日に会議が行われるというようなこともございまして、そういうような準備作業で、ちょっと増額となっているところもございます。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 超過勤務につきましては、やっぱり人員の配置とも大きく関係すると思うんです。先ほどありましたように、これは意見ですけども、農林課のように、今後、国のほうも大きく変わっていくときには、やっぱり葛城市もこれから力を入れていこうということであれば、来年度の予算等、ぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

それから、再質問になりますけれども、学校教育課関係ですけども、職員の異動によっ

て勤務時間、超過勤務が増えるというふうに、理由で聞いたので、これ、どういう関係があるのか、職員の異動で、少なくなったから時間外手当を増やさなアカンのか、これ、ちょっと確認でお願いいたします。

それから、体育振興課ですけれども、要は体育協会関係で夜に会議が多いということになれば、これは勤務時間の変更とか、フレックスまではいかないかも分からないけれども、ちょっと柔軟な勤務形態ということ考えないと、ほんまに夜の会議まで、早朝の8時半の勤務から、ずっと引っ張られて時間外勤務手当がどんどんつくというのは、ちょっと私、いかなものかなという気がいたしました。それから、火曜日は基本的に休館日になると思うんです。だから、これについても、会議がまた入るから、代替がなかなか取れないということで、時間外ということになるかと思うんですけど、もうちょっとそこは工夫していただけたら。これは意見ですけども、よろしくお願ひしたいので、再質問の1件だけ、お願ひします。

藤井本委員長 森本課長。

森本学校教育課長 学校教育課、森本でございます。

先ほど職員の異動もあったということで、そういう要因もあったという意味での説明でございます。業務自体は増えているというところで認識をしております。

藤井本委員長 ええの。

谷原委員。

谷原委員 ちょっと分からなかったんですけど、要は時間外勤務手当が増えるということは、職員の異動もあったということがどう関係するか、私、よく分からなかったものですから、お聞きしました。つまり、それが、異動して職員が手当てされなかったから増えたのか、それとも新人が増えて業務がなかなかこなせなかったか、そこだけ。

藤井本委員長 森本課長。

森本学校教育課長 学校教育課、森本でございます。

その説明がちょっと漏れてましたので、申し訳ございません。今年また新たに2人、入れ替わりという人事異動もありましたので、その辺、慣れるまでの時間はちょっと時間がかかっているのかなというふうに考えております。

藤井本委員長 夜の会議とかなんか言ってたんちゃうの。

谷原委員 いやそれはもう、意見だけ。

藤井本委員長 それは意見だけでいい。ほかに。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようですので、これで一般会計補正予算に対する質疑、終結をいたします。

議員間討議ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第67号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第67号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

ここで昼からの進行について委員の皆さんに確認を取りたいと思いますので、1分休憩いたします。

休 憩 午後0時01分

再 開 午後0時15分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、議第68号、令和7年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

西川部長。

西川市民生活部長 市民生活部の西川でございます。よろしくお願いいたします。

議第68号、令和7年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億1,900万円とするものでございます。

5ページをお願いいたします。歳出から説明させていただきます。6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目被保険者保険税還付金では100万円の増額でございます。

戻っていただきまして、4ページの歳入をお願いいたします。7款繰越金で100万円を追加するものでございます。

今回の補正理由でございますが、被保険者の確定申告による所得更正があり、納付金が高額であったため、還付額も高額になることから、増額補正をお願いするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

藤井本委員長 ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第68号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第68号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

職員の入替え、大丈夫ですか。

では、続いていきます。

次に、議第69号、令和7年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

中井保健福祉部長 保健福祉部の中井でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま上程になっております議第69号、令和7年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明を申し上げます。

補正予算書1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正でございます。

まず、第1条でございます。保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,962万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億7,592万5,000円とするものと、第2条におきまして、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ28万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,708万7,000円とするものでございます。

次に、事項別明細書の歳出よりご説明を申し上げます。このたびの補正につきましては、人事異動等に伴う人件費等の補正がございます。保険事業勘定につきましては、各目ごとで計上しております会計年度任用職員に係る報酬等として合計28万7,000円で、サービス事業勘定につきましては、人件費、人事課分として25万円、会計年度任用職員に係る報酬等につきましては、合計3万7,000円となっております。

次に、人件費等に係る費用以外についてのご説明をさせていただきます。保険事業勘定の歳出となります。

8ページをお願いいたします。5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、22節償還金利子及び割引料で1,962万5,000円の追加でございます。前年度決算による県費負担金等の精算に伴う償還金となります。

次に、保険事業勘定の歳入についてご説明を申し上げます。

6ページをご覧ください。3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、2節過年度分で84万5,000円の追加交付でございます。

次に、8款繰越金、1項1目1節繰越金で1,878万円の追加でございます。これは令和6年度から令和7年度へ繰り越される分で、歳出の償還金に充当しております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審査よろしくをお願いいたします。

藤井本委員長 ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 なければ、これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第69号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第69号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

職員の入替え、次、大丈夫ですか。大丈夫。

次に、議第70号、令和7年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第1号）の議案についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

勝眞教育部長。

勝眞教育部長 教育部の勝眞でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました議第70号、令和7年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明を申し上げます。

補正予算書1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正、第1条でございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ83万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億443万2,000円とするものでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書によりご説明申し上げます。

5ページをお願いいたします。今回の主な補正内容といたしましては、職員の異動等による人件費の追加補正でございます。

5ページ、歳出でございます。1款教育費、1項学校給食費、1目学校給食総務費、人件費で83万2,000円を追加しております。

次に、歳入でございます。戻っていただきまして、4ページをお願いいたします。2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金で83万2,000円の追加となっております。

説明は以上でございます。ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

藤井本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第70号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第70号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

職員さん大丈夫ですか。

ここで職員の入替えを行います。もう休憩なしで。入替えを。そんな走らんでも結構ですよ。大丈夫ですか。ご苦労さま。

次に、議第71号、令和7年度葛城市水道事業会計補正予算(第1号)の議決についてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

吉田上下水道部長。

吉田上下水道部長 上下水道部の吉田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

ただいま議題となりました議第71号、令和7年度葛城市水道事業会計補正予算(第1号)につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正内容につきましては、人事異動等に伴う人件費の補正を行うものでございます。

それでは、補正予算書1ページをお願いいたします。第2条、収益的収入及び支出におきまして、支出の部、1款水道事業費用、1項営業費用で148万2,000円を減額し、水道事業費用の総額を9億2,669万7,000円とするものでございます。

続いて2ページをお願いいたします。第3条、資本的収入及び支出におきまして、支出の部、1款資本的支出、1項建設改良費で28万5,000円を追加し、資本的収支出の総額を4億5,030万8,000円とするものでございます。また、本文括弧書き、資本的収入が資本的支出に対し不足する額4億3,034万3,000円を4億3,062万8,000円に改め、補てん財源のうち、建設改良積立金1億8,721万円を1億8,749万5,000円に改めます。

続いて3ページに移りまして、第4条、議会の議決を得なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与費8,112万6,000円を7,980万2,000円に改めます。

詳細につきまして、予算明細書におきまして説明いたしますので、16ページをお願いいたします。1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費で151万3,000円の追加、2目配水及び給水費で592万2,000円の減額、17ページに移りまして、3目受託工事費で21万8,000円の追加、4目総係費で270万9,000円の追加でございます。

続いて18ページをお願いいたします。1款資本的支出、1項建設改良費、1目浄水設備費で17万7,000円の追加、2目配水設備費で10万8,000円の追加でございます。

以上、水道事業会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

藤井本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。
質疑ないですか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長 質疑ないようですので、質疑終結いたします。
議員間討議ございませんか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長 ないようですので、討論に入ります。
討論ないですか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第71号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第71号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第72号、令和7年度葛城市下水道事業会計補正予算（第1号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

吉田上下水道部長。

吉田上下水道部長 続いてよろしくお願いいたします。

ただいま議案となりました議第72号、令和7年度葛城市下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正内容につきましても、人事異動等に伴う人件費の補正を行うものでございます。

それでは、補正予算書1ページをお願いいたします。第2条、収益的収入及び支出におきまして、収入の部、1款下水道事業収益、2項営業外収益で155万8,000円を追加し、下水道事業収益の総額を12億1,429万3,000円とし、支出の部、1款下水道事業費用、1項営業費用で98万2,000円を追加、下水道事業費用の総額を12億1,051万1,000円とするものでございます。

続いて2ページをお願いいたします。第3条、資本的収入及び支出におきまして、支出の部、1款資本的支出、1項建設改良費で57万6,000円を追加し、資本的支出の総額を7億4,762万4,000円とするものでございます。

また、本文括弧書き、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億2,596万円を3億2,653万6,000円に改め、補てん財源のうち、当年度損益勘定留保資金3億2,058万5,000円を3億2,116万1,000円に改めます。

3ページに移りまして、第4条、議会の議決を得なければ流用することのできない経費と

いたしまして、職員給与費4,993万7,000円を5,145万5,000円に改めます。第5条、他会計からの補助金といたしまして、5億1,536万円を5億1,691万8,000円に改めます。

詳細につきまして、予算明細書におきまして説明をいたしますので、16ページをお願いいたします。1款下水道事業収益、2項営業外収益、3目他会計補助金で155万8,000円の追加でございます。

17ページに移りまして、1款下水道事業費用、1項営業費用、1目管渠費で101万6,000円の追加、4目総係費で3万4,000円の減額でございます。

18ページをお願いいたします。1款資本的支出、1項建設改良費、1目下水道建設費で57万6,000円の追加でございます。

以上、下水道事業会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

藤井本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長 質疑ないようですので、質疑終結いたします。

議員間討議ございませんか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長 ないようであれば、討論に入ります。

討論ないですか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第72号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第72号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で本委員会に付託されました議案の審議が全て終了いたしました。

ここで、委員外議員からの発言の申出があれば許可いたします。ないですか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長 お昼を回りましたが、慎重に審議をしていただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、予算特別委員会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

閉 会 午後0時34分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

予算特別委員会委員長 藤井本 浩